

日医発第 750 号（保 156）  
平成 24 年 10 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉 義 武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 10 月 1 日付厚生労働省告示第 542 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「㊦塩酸ベニジピン錠 2「NP」」が薬価基準の別表に収録されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 543 号で、「㊦塩酸ベニジピン錠 2 NT」等、旧名称の医薬品 7 品目とその他の医薬品 10 品目（企業の合併に伴い 1 つの製薬企業が同様の医薬品を重複して抱えることになったために薬価基準から削除される医薬品）の計 17 品目が掲示事項等告示の別表に収録され、経過措置品目（使用期限：平成 25 年 3 月 31 日限り）となっております。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 24. 10. 1 第 5896 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 24. 10. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）





編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六九)

〔省 令〕

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令(総務八九)

○不動産登記規則の一部を改正する省令(法務二八)

○国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令(財務六〇)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(同六一)

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産五四)

○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令(経済産業七四)

○土地収用法施行規則の一部を改正する省令(国土交通八〇)

○建設業法施行規則の一部を改正する省令(同八一)

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令(同八二)

〔規 則〕

○労働委員会規則の一部を改正する規則(中央労働委一)

〔告 示〕

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件(金融庁六八)

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(同六九、七〇)

○消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二条第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件の一部を改正する件(消費者庁六)

○登録認定機関の登録に関する件(総務三五二)

○技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件(同三五三)

○公証人法第七条第二項の規定による指定の件(法務四二)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号下の規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同四一)

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の特許協力同盟の決定に関する通告の撤回に関する件(外務二二〇)

○漁業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定の終了に関する件(同二二)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件(文部科学一五九)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件(厚生労働五四〇)

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件(同五四一)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同五四二)

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同五四三)

○卸売業者の合併について認可した件(農林水産二二七)

○商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があった件(農林水産・経済産業三)

○自転車競技法第二十九条第二項において準用する第二十八条第一項の規定に基づき競技実施法人の指定を更新した件(経済産業二二二)

○土地収用法に規定する国土交通大臣が定める方法による書留郵便を定める件(国土交通一〇六一)

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件(同一〇六三)

○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件(同一〇六四)

○航空情報を提供する場所を定める告示の一部を改正する件(同一〇六五)

○道路に関する件(関東地方整備局三五)

○道路に関する件(近畿地方整備局一八八―一九二)

○浄化槽の型式の認定を更新した件(中国地方整備局二二三)

○道路に関する件(同二二四、二二五)

○浄化槽の型式の認定を更新した件(九州地方整備局一四三)

(以下次のページへ続く)

(以下次のページへ続く)

登録認定機関の名称及び住所

テュフズードオートマ株式会社

東京都稲城市押立一七四番地九五

登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号

技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

神奈川県川崎市多摩区登戸二九四

技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十四年十月一日

〇総務省告示第三百五十三号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

第三号の表中

株式会社コスモス・コーポレイション

総務大臣 川端 達夫

株式会社コスモス・コーポレイション	008
テュフズードオートマ株式会社	010

に改める。

〇法務省告示第四百十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七号ノ一第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。  
平成二十四年十月一日

法務大臣 滝 実

名古屋法務局所属

〇法務省告示第四百十三号

出入国管理及び難民認定法第七号第一項第一号の基準を定める省令（平成二十二年法務省令第十八号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

法務大臣 滝 実

第二号イの表関ヶ原ミカゲ工業株式会社及び関ヶ原マール工業株式会社の項を削る。

第一号ロの表関ヶ原イーテック株式会社の項中「機械加工」を「機械加工、石材施工」に改める。

〇外務省告示第三百三十号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則第20(a)(ii)及び(b)(ii)、5 (a)(ii)及び(b)(ii)、並びに20.6の規定は、平成十七年十月五日に、特許協力同盟の総会の決定により修正され、特許庁は、同規則第20(a)及び(b)に規定する通告を平成十八年三月十三日付けで国際事務局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回し、平成二十四年十月一日より同規則第20(a)(ii)及び(b)(ii)、5 (a)(ii)及び(b)(ii)、並びに20.6の規定は、我が国について効力を生ずる旨の通告を平成二十四年九月十二日付けで国際事務局に行つた。

平成二十四年十月一日

外務大臣 玄葉光一郎

〇外務省告示第三百三十一号

昭和五十二年十二月六日にブレトリアで署名され、昭和五十二年十二月二十日付けの交換公文により有効期間が延長された漁業に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定は、南アフリカ共和国政府から同協定を終了させる意思の通告を受けたことにより、平成十五年一月三十一日に終了した。

平成二十四年十月一日

外務大臣 玄葉光一郎

〇文部科学省告示第五百五十九号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）第四十一条の二十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があつたので、同法第四十五条の二第四号及び登録認定機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第一百十号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日

文部科学大臣 平野 博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目番三の〇一〇号	資格講習業務を行う事業所の所在地を、東京都文京区白山五丁目番三の〇一〇号から、東京都文京区白山五丁目番三の〇一〇号及び大阪府大阪市西区靱本町丁九番一五号とする	平成二十四年十月一日

〇厚生労働省告示第五百四十号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十八号）第二十條の二の第三項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二の第三項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉法人南高愛隣会	長崎県雲仙市瑞穂町吉部甲五七二番地	平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで	第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修
社会福祉法人南高愛隣会	長崎県雲仙市瑞穂町吉部甲五七二番地	平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで	第2号職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修

〇厚生労働省告示第五百四十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四條の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があつたので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人東京コロニー	勝又 和夫	中村 敏彦	平成二十四年六月一日

〇厚生労働省告示第五百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表に第14部として次のように加える。

第14部

品 名 規 格 単 位 備 考

(エ) 塩酸ペニシリン錠2「NPI」 2mg1錠 13.50

塩酸ペニシリン錠4「NPI」 4mg1錠 22.60

塩酸ペニシリン錠8「NPI」 8mg1錠 36.30

(ロ) ニワジヒンCR錠10mg「NPI」 10mg1錠 9.80

ニワジヒンCR錠20mg「NPI」 20mg1錠 17.10

ニワジヒンCR錠40mg「NPI」 40mg1錠 31.90

(ハ) ビタミンE錠50mg「NPI」 50mg1錠 5.60

○厚生労働省告示第五百四十三号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十一年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第2に第11部として次のように加える。

第11部 追 加 補 充 規 格 単 位

(エ) 塩酸ペニシリン錠2 NPI 2mg1錠

塩酸ペニシリン錠4 NT 4mg1錠

塩酸ペニシリン錠8 NT 8mg1錠

(カ) カトロン錠12.5 12.5mg1錠

(コ) コクミン錠50 50mg1錠

コクミン錠100 100mg1錠

(ト) テモカフリル塩酸塩錠1mg「NT」 1mg1錠

テモカフリル塩酸塩錠2mg「NT」 2mg1錠

テモカフリル塩酸塩錠4mg「NT」 4mg1錠

(ウ) ヒシロミン錠5 5mg1錠  
ビタミンE錠50mg「NT」 50mg1錠  
(カ) ミルチンフロン塩酸塩錠15mg「NT」 15mg1錠  
ミルチンフロン塩酸塩錠25mg「NT」 25mg1錠  
(ク) レバミン腸溶錠100mg 100mg1錠

○農林水産省告示第二百二十七号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第二十五号）第五十二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月一日 農林水産大臣 郡司 彰

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項 宇印宇都宮青果株式会社  
地位を承継する卸売業者の名称 東・栃木青果株式会社  
卸売の業務を行う市場 宇都宮市中央卸売市場  
取扱品目の部類 青果部  
合併の年月日 平成二十四年十月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項 宇印宇都宮青果株式会社  
一 卸売の業務を行う者の名称 宇都宮市中央卸売市場  
卸売の業務を行う市場 青果部  
取扱品目の部類 青果部  
許可の年月日 昭和五十年六月二十八日

卸売の業務を行う者の名称 東・栃木青果株式会社  
卸売の業務を行う市場 宇都宮市中央卸売市場  
取扱品目の部類 青果部  
許可の年月日 昭和五十年六月二十八日

○農林水産省告示第三号  
商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第二百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十月一日

農林水産大臣 郡司 彰  
経済産業大臣 枝野 幸男

商品市場を開設する者 株式会社東京工業品取引所  
上場商品 農産物・砂糖（一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖をいう）  
公示することとなった事由 商品先物取引法第五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所から農産物・砂糖を上場商品として上場する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○経済産業省告示第二百二十三号  
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第二十九条第二項において準用する第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けで同項に規定する競技実施法人として次の法人の指定を更新したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣 枝野 幸男

一 名称 財団法人日本自転車競技会  
二 住所 神奈川県横浜市西区桜木町六丁目三十番地  
三 事務所の所在地 神奈川県横浜市西区桜木町六丁目三十番地





事務連絡  
平成24年10月1日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第542号及び第543号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬7品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 135	3, 908	2, 477	27	15, 547

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等のため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬17品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	229	178	55	1	463

( 参考 1 )

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠2「NP」	ベニジピン塩酸塩	2mg 1錠	13.50
2	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠4「NP」	ベニジピン塩酸塩	4mg 1錠	22.60
3	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠8「NP」	ベニジピン塩酸塩	8mg 1錠	36.30
4	内用薬 ニフェジピンCR錠10mg「NP」	ニフェジピン	10mg 1錠	9.80
5	内用薬 ニフェジピンCR錠20mg「NP」	ニフェジピン	20mg 1錠	17.10
6	内用薬 ニフェジピンCR錠40mg「NP」	ニフェジピン	40mg 1錠	31.90
7	内用薬 ビタミンE錠50mg「NP」	トコフェロール酢酸エステル	50mg 1錠	5.60

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠2 NT	ベニジピン塩酸塩	2mg1錠	13.50
2	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠4 NT	ベニジピン塩酸塩	4mg1錠	22.60
3	内用薬 ㊦ 塩酸ベニジピン錠8 NT	ベニジピン塩酸塩	8mg1錠	36.30
4	内用薬 カトプロロン錠12.5	カプトプリル	12.5mg1錠	5.60
5	内用薬 ㊦ ゴクミシン錠50	ウルソデオキシコール酸	50mg1錠	6.00
6	内用薬 ㊦ ゴクミシン錠100	ウルソデオキシコール酸	100mg1錠	6.20
7	内用薬 ㊦ テモカプリル塩酸塩錠1mg「NT」	テモカプリル塩酸塩	1mg1錠	22.10
8	内用薬 ㊦ テモカプリル塩酸塩錠2mg「NT」	テモカプリル塩酸塩	2mg1錠	46.00
9	内用薬 ㊦ テモカプリル塩酸塩錠4mg「NT」	テモカプリル塩酸塩	4mg1錠	106.70
10	内用薬 ニフェジピンCR錠10mg「NT」	ニフェジピン	10mg1錠	9.80
11	内用薬 ニフェジピンCR錠20mg「NT」	ニフェジピン	20mg1錠	17.10
12	内用薬 ニフェジピンCR錠40mg「NT」	ニフェジピン	40mg1錠	31.90
13	内用薬 ㊦ ヒシロミン錠5	ニトレンジピン	5mg1錠	8.60
14	内用薬 ビタミンE錠50mg「NT」	トコフェロール酢酸エステル	50mg1錠	5.60
15	内用薬 ミルナシبران塩酸塩錠15mg「NT」	ミルナシبران塩酸塩	15mg1錠	13.70
16	内用薬 ミルナシبران塩酸塩錠25mg「NT」	ミルナシبران塩酸塩	25mg1錠	24.20
17	内用薬 レバラミン腸溶錠100mg	肝臓加水分解物	100mg1錠	5.60

